

○町田市地域福祉計画審議会条例

平成 16 年 3 月 31 日

条例第 15 号

地域福祉部福祉総務課

(設置)

第 1 条 町田市地域福祉計画の策定に資するため、町田市地域福祉計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、町田市地域福祉計画の策定に関し必要な事項について調査審議し、答申する。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 15 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者 5 人以内
- (2) 市内の公共的団体の代表 5 人以内
- (3) 市内の福祉関連事業者の代表 5 人以内

3 委員の任期は、第 2 条の規定による答申をしたときまでとする。

(会長)

第 4 条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(委任)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町田市規則で定める。

附 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。